

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年3月18日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900096号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900041号

## 第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和29年10月8日から昭和30年9月25日まで  
② 昭和29年10月8日から昭和30年9月25日まで

請求期間①及び②について、夫(以下「訂正請求記録の対象者」という。)は、A事業所を退職後、途切れることなくB事業所で勤務していたが、年金記録では、A事業所において昭和29年10月8日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、B事業所において昭和30年9月25日に同保険の被保険者資格を取得しており、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録がない。

平成20年2月下旬から同年3月上旬頃にかけて、C社会保険事務所(当時)の男性職員二人が私の自宅を複数回訪れた際、その職員より1か月分当たりの正しい年金額である旨言われ渡されたメモには「117,000～119,000」と記載されているのに、現在支給されている年金額はそれよりも大きく下回っているのはおかしいので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、A事業所(以下「当該事業所」という。)を承継したD事業所は、オンライン記録によると、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、平成18年8月31日に解散し、平成19年1月31日に清算終了していることが確認できる上、請求期間①当時の代表社員は所在が不明であり、代表清算人は既に死亡していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者と訂正請求記録の対象者の弟(以下「弟」という。)は当該事業所で一緒に勤務していなかったが、弟に聞いてほしいとしていることから、弟に

照会したものの、訂正請求記録の対象者が請求期間①中に当該事業所で勤務していたことを裏付ける回答は得られなかった。

さらに、請求者は、請求期間①において訂正請求記録の対象者と一緒に勤務していた同僚の名前を記憶しておらず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、請求期間①当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 13 人に照会し 8 人から回答を得られたところ、このうち訂正請求記録の対象者の退職について記憶しているとする一人は、「訂正請求記録の対象者は、E 出身の同僚と一緒に退職した。」旨陳述している上、当該事業所に係る被保険者名簿によると、当該同僚は、訂正請求記録の対象者と同じ昭和 29 年 10 月 8 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、上記の回答を得られた 8 人のうち残りの 7 人からも、訂正請求記録の対象者が請求期間①において当該事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述は得られなかった。

その上、被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、請求者の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 29 年 10 月 8 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、当該資格喪失日が遡って訂正された等の不自然な形跡は見当たらない。

- 2 請求期間②について、B 事業所（以下「当該事業所」という。）は、オンライン記録によると、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、平成 12 年 12 月 15 日に破産終結していることが確認できる上、請求期間②当時の代表取締役は所在が不明であり、破産終結時の代表取締役は既に死亡していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者と弟は当該事業所で一緒に勤務していなかったが、弟に聞いてほしいとしていることから、弟に照会したものの、訂正請求記録の対象者が請求期間②中に当該事業所で勤務していたことを裏付ける回答は得られなかった。

さらに、請求者は、請求期間②当時に訂正請求記録の対象者と一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していない上、当該事業所に係る被保険者名簿により、請求期間②当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた二人に照会したが、いずれも訂正請求記録の対象者を記憶しておらず、訂正請求記録の対象者が請求期間②において当該事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述は得られなかった。

加えて、被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、請求者の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 30 年 9 月 25 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、当該資格取得日が訂正された等の不自然な形跡は見当たらない。

- 3 請求者は、平成 20 年 2 月下旬から同年 3 月上旬頃にかけて、C 社会保険事務所の男性職員二人が自身の自宅を複数回訪れた際、当該職員より 1 か月分当たりの正しい年金額である旨言われ渡されたメモには「117,000～119,000」と記載されているのに、現在支給されている年金額はそれよりも大きく下回っているのはおかしいとしているが、当該メモには「117,000～119,000??」以外の情報は記載されておらず、当該記載内容が請求者の 1 か月分当たりの年金額であることを確認することができない。

また、日本年金機構は、「平成 20 年 3 月当時の関係資料がないため、同年 3 月頃に請求者の自宅へ訪問したという職員の特定に至らなかった。請求者の平成 20 年 4 月現在の年金額は\*円（年額）である。」旨回答している上、請求者に係る[\*新法\*年金額歴史回答票]（令和 2 年 3 月 6 日に出力された内容）によると、請求者の平成 20 年 4 月現在の年金額は\*円（年額）となっていることが確認できる。

4 このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1900186 号

厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1900042 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所 (現在は、B 事業所) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 42 年 2 月 1 日から同年 1 月 1 日に訂正し、昭和 42 年 1 月の標準報酬月額を 4 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 42 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 42 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 42 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

昭和 36 年 4 月に C 事業所に入社後、平成 18 年 10 月末に D 事業所を退職するまで、C 事業所及び同社の関連会社に継続して勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間については、昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで C 事業所から同社の子会社である A 事業所に出向 (冬期出張) していた時期であり、継続して勤務していた。

請求期間後の昭和 44 年 1 月から同年 3 月にも C 事業所から A 事業所に出向しているが、当該期間については A 事業所において厚生年金保険の被保険者記録があるので、請求期間についても、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C 事業所から提出された請求者に係る社員台帳及び同社の回答から判断すると、請求者は、C 事業所及びそのグループ会社に継続して勤務し (昭和 42 年 1 月 1 日に C 事業所から A 事業所に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 事業所における昭和 42 年 2 月の厚生年金保険の記録から、4 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 42 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900104号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900043号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年9月30日から同年10月1日まで

昭和59年当時、B事業所(昭和59年7月1日からA事業所)でC職員の随時募集があり、私は同年4月から9月までの雇用契約で採用された。雇用契約書や給与明細書はないが、A事業所には同年9月30日まで勤務して給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日の記録を、昭和59年9月30日から同年10月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、請求者のA事業所における離職日は、昭和59年9月29日であることが確認でき、当該記録は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日(昭和59年9月30日)と符合している上、当該事業所の後継事業所であるD事業所は、「請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除が確認できる資料はない。」と回答している。

また、当時の給与事務を担当していたとする者は、「私は管理課でC職員の給与事務を担当していた。社会保険事務所(当時)及び公共職業安定所に対する届出や退職時の給与計算は同時に行うので、社会保険事務所の記録と公共職業安定所の記録が符合しているのであれば、請求者の給与から、昭和59年9月分の厚生年金保険料を控除していないと考えられる。」と述べている。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票により、請求者と同じ昭和59年4月2日から同年9月30日までに厚生年金保険の資格を取得したことが確認できる23人の厚生年金保険の資格喪失日は、いずれも昭和59年9月30日であり、雇用保険の離職日とも符合している上、昭和57年1月1日から昭和59年9月30日までに当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している112人について、資格喪失日が月末の者又は1日の者及び男性のうち、生存及び所在が確認できた51人に照会し、回答が得られた31人のいずれからも、請求者の請求期間における勤務実態が確認できる資料や陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。